

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 越谷流山線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>四二番一地先まで</p> <p>先から同市田中新田字中ノ割一</p> <p>三郷市早稲田八丁目一三番八地</p>	<p>四地先まで</p> <p>先から同市早稲田一丁目一〇番</p> <p>三郷市早稲田八丁目一三番八地</p>		区 間
<p>六・六〇ゝ</p> <p>三四・三〇</p>	<p>五・八九ゝ</p> <p>四〇・一〇</p>		敷地の幅員 (メートル)
<p>一四五二・四二</p>	<p>二五七八・九二</p>		延 長 (メートル)
			備 考 新 B の一部は、県道三郷松伏線と重複。